

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会

会費規程

(目的)

第1条 この規程は当法人の定款に基づき、会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は定款第6条に定める種別の通り、個人正会員、団体正会員、個人賛助会員、団体賛助会員のことをいう。

(会費)

第3条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

2 会費は年払いとする。

3 会費は次のとおりとする。

正会員 個人：10,000 円 団体：1 口 12,000 円

賛助会員 個人：3,000 円 団体：1 口 10,000 円

4 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、団体正会員は入会承認月より1か月1000円として残りの年度の月数を掛けたものとする。

5 個人正会員、個人及び団体賛助会員は途中入会の場合も全額とする。

6 事業年度途中で退会した会員の会費は返還しないものとする。

7 定款第10条の規定により、継続して2年以上会費を滞納したときは、当法人の会員の資格を喪失する。

(特典)

第4条 会員は、この法人が発行する機関紙を受け取ることができる。

2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

(会費の免除および減免)

第5条 理事会は、次のいずれかに該当する団体正会員については、会費の免除又は減額を議決することができる。

2 団体正会員より会費の免除、減額申請が書面であった場合。

3 免除、減額すべき相当の事由があると認める団体正会員。

4 減免額は最大100%とする。

5 減免期間中も通常の正会員と同じ待遇とする。

6 減免期間は最大2年間とし、毎年会費請求の時期に確認をする。

(規程の改正)

第6条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。変更後の規程は、法人の発行する機関紙等により、会員に告知する。

(雑則)

第7条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。

附則

1. この規程は、平成30年5月14日から施行する。